らしないなど、集団の実態や活動の状況を偽ろうとする姿勢が顕著である。また、「Aleph」において、対外的には両サリン事件等の被害者及び被害者遺族に対する謝罪の意思を表明し、地域住民や社会との融和を表明しているが、実際には、多額の現金及び預貯金を有しながら、十分な賠償をしていないばかりか、構成員らが両サリン事件について、本団体が引き起こしたものではないかのように主張して勧誘活動を行ったり、両サリン事件を正当化する発言をしている。さらに、「ひかりの輪」においては、「Aleph」構成員の脱会支援をしていると主張する一方で、「ひかりの輪」の出家した構成員が、脱会相談をした「Aleph」構成員に麻原の教えを放棄しないよう勧めているほか、「外部監査」と称する取組については、外部監査委員による「立ち入り検査」の内容はおろか、検査の結果すら公表していない上、中には、監査の対象となる施設に居住する出家した構成員にあらかじめ通知した上で実施し、かつ、本来検査を要する物件を詳細に検査した形跡が認められないなど、監査の実態を備えたものとはおよそ認められず、その体質は欺まん的である。

(二)　本団体の活動が、両サリン事件等の被害者及び被害者遺族はもとより、本団体管理下の施設の周辺に居住する地域住民の理解を得られていないほか、関係地方公共団体等も観察処分の期間更新等を求めていること

第五回期間更新決定後も、両サリン事件等における被害者及び被害者遺族は、本団体の解散や観察処分の継続、本団体の活動規制の強化を切望している。また、本団体管理下の施設周辺に居住する地域住民等も、本団体の組織体質が依然として閉鎖的かつ欺まん的であることに加え、今なお活発に活動している現状にあることから、本団体に対して恐怖感・不安感を抱いている。

そのため、地域住民等によって組織された協議会等が本団体の解散等を求める各種集会・デモ、署名運動を実施し、国等に対して要請等を行うなどしているほか、関係地方公共団体も、国に対して観察処分の期間の更新等を求める要請等を行っている。そして、関係地方公共団体の長からは、法第三十二条に基づく調査結果の提供の請求が多数回にわたってなされているが、このことは、観察処分に基づく調査の結果得た情報に対する需要が極めて大きいことを示している。したがって、本件観察処分を継続し、本団体の活動状況を引き続き明らかにするとともに、その結果得られた情報を関係地方公共団体に提供して、地域住民等の恐怖感・不安感の解消・緩和に努める必要がある。

(三)　以上のとおり、本団体は、現在も独自の閉鎖社会を構築し、積極的に団体の実態を明らかにしようとする姿勢や努力が一切見受けられず、その組織体質が閉鎖的であること、組織の実態や活動の状況を偽ろうとする姿勢が顕著であり、両サリン事件等の被害者及び被害者遺族に対する謝罪・賠償を含め、その活動が真の反省に基づき実施されているとは認められず、その組織体質が欺まん的であること、「外部監査」と称する取組によっても「ひかりの輪」の閉鎖的、欺まん的な体質が改善されたとは認められない上、本団体の活動が、両サリン事件等の被害者及び被害者遺族の理解を得られていないこと、本団体の活動が、地域住民に恐怖感・不安感を抱かせており、地域住民はもとより、関係地方公共団体等も本件観察処分の期間更新等を求めていることが認められる。

以上のことを総合すると、本団体に対しては、本件観察処分の期間を更新し、本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性があることは明白である。

三　陳述書の提出先及び提出期限

1　陳述書の提出先

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

中央合同庁舎六号館赤れんが棟

公安審査委員会

2　陳述書の提出期限

平成二十九年十二月十二日

○国税庁告示第十六号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律に基づき財務大臣から国税庁長官に委任された権限又は事務の一部を委任する件（平成十七年国税庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月二十七日

国税庁長官　佐川　宣寿

次の表により、改正後欄に掲げる傍線の付した部分を加える。

改正後	改正前
一　委任する権限及び委任を受ける職員の官職 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第三項の規定により、財務大臣が国税庁長官に、法第四十条に規定する権限を委任した場合においては、国税局（沖縄国税事務所を含む。）又は税務署の所掌に係るものについては、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。	一　委任する権限及び委任を受ける職員の官職 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第三項の規定により、財務大臣が国税庁長官に、法第四十条に規定する権限を委任した場合においては、国税局（沖縄国税事務所を含む。）又は税務署の所掌に係るものについては、個人情報取扱事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○文部科学省告示第百七十五号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「令」という。）第二十六条第一項の規定に基づき、文部科学大臣の所掌に係る法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第二十六条第三項の規定に基づき、平成十七年文部科学省告示第五十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月二十七日

文部科学大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 文部科学大臣の所掌に係る法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のう	一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 文部科学大臣の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次